



Information #11

プロテスト委員会から選手へのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し免罪にあたらぬ場合には、抗議されたかどうかに関わらず、速やかにペナルティー(リタイアの場合もあります)を履行してください。

違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、適切なペナルティーを決定するためにプロテスト委員会に報告してください(規則 64.6)。

- スポーツマンシップにも違反している場合を除き、プロテスト委員会は第 2 章の規則の違反に対しては、通常は抗議しません。

プロテスト委員会が艇を抗議することを考慮する違反としては、例えば:

- a. 規則に違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- b. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他艇を威嚇する。
- c. チームレース。レース中、自艇の成績向上には関係なく、他艇の成績を良くするために行動する。
- d. 損傷や障害を引き起こす、または引き起こす可能性の高い、無謀な操船。

2. 外部の援助

準備信号の後に、支援艇等から指導や助言を得たり、セーリング用具を受け渡ししたりすると(仮に受け渡しは準備信号の前に始まっていたとしても)規則 41 に違反することになります。規則 41 に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。

支援艇のレース・エリアへの進入が禁止されている場合、援助を必要とするレース中ではない艇は、レース・エリアの外にいる支援艇のところまで帆走する必要があります。

3. 推進方法

World Sailing Interpretations of Rule 42(規則 42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます:

JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

World Sailing Interpretations of Rule 42 に加えて、付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます:

- a. 各プロテスト委員会艇には通常 2 名のジャッジが乗船していますが、一人でも規則 42 の違反を確信すればペナルティーを課します。
- b. ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。

付則 P に基づくペナルティーを課された選手やそのコーチは、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。説明は、海上でも、陸上でも受けることができます。プロテスト委員会事務局に、当該ジャッジとの面談の設定を要請することもできます。

4. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり(真実を証言しないことも含む)すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69 に基づく審問が召集されて、重いペナルティーが課されることがあります。



5. 審問のオブザーバ

パネルが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき1名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。それ以上のオブザーバも、全ての当事者が同意した場合には、認められます。

6. 審問中のスマートフォンやタブレットなどの使用

当事者やオブザーバは、審問中にルールブックやケースブックなどを確認するため、あるいはメモを取るなどのために、スマートフォンやタブレット、ノートパソコンなどの電子機器を使用することができます。ただし、録音や録画することは認められません。また、外部とのコンタクトや通信も認められません。電子機器はフライトモードにした上でWifiとBluetoothを無効にしてください。

7. 成績照会と救済要求

得点記録に誤りがあると考えてレース委員会に質問したい艇は、[オンラインフォーム“Scoring Inquiries\(得点照会\)”](#)を提出することができます。レース委員会は、回答する前に、証拠を提示するなどして説明することがあります。レース委員会の回答に納得がいけない場合、艇は規則 62.2 に定められた時間内に救済要求することもできます。

例えばOCSと記録された艇がレース委員会の誤りを主張して救済要求した場合、救済が与えられるためには、レース委員会の記録の誤りを証明するための証拠を審問で提示する必要があります。例えば、OCSと記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。プロテスト委員会には、確からしさの比較に基づいて事実を認定することが求められています(規則 64.1(a)、ケース 136 参照)。

8. ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠の提示

審問においてビデオ映像やトラッキング・システムの情報等を再生するのに必要な手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行って下さい。全ての当事者とパネルメンバが同時に見るよう準備してください。

9. プロテスト委員会の手続きや方針についての質問

選手やコーチは、帆走指示書やレース公示の規則の解釈やプロテスト委員会の手続きや方針について、[オンラインフォーム “Questions \(オフィシャルへの質問\)”](#) に記入して、または、プロテスト委員長に直接、質問することができます。質問と回答は文書で掲示して公開します。

プロテスト委員長

増田 開

Kai Masuda

Chairman, Protest Committee